

第6期決算公告

東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 1F

日本振興銀行株式会社

代表執行役社長 上村 昌史

貸借対照表 (平成 20 年 3 月 31 日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	17,391	預渡性預金	127,592
コーポレート	—	コーポレートマネー	—
買入先勘定	—	売現先勘定	—
債券貸借取引支払保証金	—	債券貸借取引受入担保金	—
買入手形	—	売渡手形	—
買入金銭債権	—	コマニシャル・ペーパー	—
商品有価証券	—	借用金	—
金銭の信託	—	外国為替	—
有価証券	34,485	短期社債	—
貸出金	82,922	社債	—
外国為替	—	新株予約権付社債	—
その他資産	1,714	その他の負債	2,214
有形固定資産	273	賞与引当金	50
無形固定資産	202	役員賞与引当金	—
繰延税金資産	1,499	退職給付引当金	—
再評価に係る繰延税金資産	—	特別法上の引当金	—
支払承諾見返	—	繰延税金負債	—
貸倒引当金	△2,860	再評価に係る繰延税金負債	—
		負債ののれん	—
		支払承諾	—
		負債の部合計	129,856
		(純資産の部)	
		資本金	5,765
		新株式申込証拠金	—
		資本剰余金	3,285
		資本準備金	3,285
		その他資本剰余金	—
		利益剰余金	△2,748
		利益準備金	—
		その他利益剰余金	△2,748
		繰越利益剰余金	△2,748
		自己株式	—
		自己株式申込証拠金	—
		株主資本合計	6,301
		その他有価証券評価差額金	△529
		繰延ヘッジ損益	—
		土地再評価差額金	—
		評価・換算差額等合計	△529
		新株予約権	—
		純資産の部合計	5,771
資産の部合計	135,628	負債及び純資産の部合計	135,628

決算公告(写)

損益計算書(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		7,508
資 金 運 用 収 益	4,142	
貸 出 金 利 息	3,708	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	396	
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	0	
預 け 金 利 息	36	
そ の 他 の 受 入 利 息	—	
役 務 取 引 等 収 益	3,048	
そ の 他 業 務 収 益	280	
そ の 他 経 常 収 益	37	
経 常 費 用		7,027
資 金 調 達 費 用	915	
預 金 利 息	906	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	7	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	1	
役 務 取 引 等 費 用	27	
そ の 他 業 務 費 用	12	
営 業 経 費	4,220	
そ の 他 経 常 費 用	1,852	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,798	
そ の 他 の 経 常 費 用	53	
経 常 利 益		481
特 別 利 益		—
特 別 損 失		108
固 定 資 産 処 分 損	5	
そ の 他 の 特 別 損 失	103	
税 引 前 当 期 純 利 益		372
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		28
法 人 税 等 調 整 額		175
当 期 純 利 益		169

決算公告(写)

株主資本等変動計算書 (平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで)

(単位 : 百万円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前事業年度末残高	4,344	1,864	1,864	△2,917	△2,917	3,291
当事業年度変動額						
新株の発行	1,420	1,420	1,420	-	-	2,841
当期純利益	-	-	-	169	169	169
株主資本以外の 項目の当事業年 度変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-
当事業年度変動額 合計	1,420	1,420	1,420	169	169	3,010
当事業年度末残高	5,765	3,285	3,285	△2,748	△2,748	6,301

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
前事業年度末残高	△9	△9	3,281
当事業年度変動額			
新株の発行	-	-	2,841
当期純利益	-	-	169
株主資本以外の 項目の当事業年 度変動額 (純額)	△520	△520	△520
当事業年度変動額 合計	△520	△520	2,490
当事業年度末残高	△529	△529	5,771

決算公告
(写)

重要な会計方針

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価基準および評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：3年～18年
器具備品：2年～20年
(会計方針の変更)
平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ1百万円減少しております。
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
4. 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した株式交付費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。
5. その他資産に含まれる開業費28百万円は資産として計上し、開業後5年にわたり定額法により償却することとしております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金はあらかじめ定めている償却引当基準に則り次の通り計上しております。
 - ① 破綻先(法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者、例えば破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者)及び実質破綻先(法的、形式的な経営破綻の事実は発生していないものの深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者)にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除しその残額を引き当てております。
 - ② 破綻懸念先(現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者)にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除しその残額のうち必要と認める額を引き当てております。
 - ③ 上記以外の債権(正常先、要注意先)については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込み額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
7. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 717 百万円、延滞債権額は 5,491 百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている債権であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上債権であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は、該当ありません。
 なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は 920 百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 7,129 百万円であります。
 なお、上記2から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 担保に供している資産
 該当ありません。
6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は2,717百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）はありません。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることが出来る旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
7. 有形固定資産の減価償却累計額 154百万円
8. 1株当たりの純資産額 50,452円 88銭
 1株当たりの純資産額は、次の数式により算出しております。

$$1 \text{ 株当たり純資産額} = \frac{\text{貸借対照表の純資産の部の合計額} - \text{控除する金額}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$
9. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(損益計算書関係)

1. 関連当事者との取引
 - (1) 親会社及び法人主要株主等
該当ありません。
 - (2) 子会社及び関連会社等
該当ありません。
 - (3) 兄弟会社等
該当ありません。
 - (4) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ナレッジフォア株式会社	なし	なし
取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高
PR誌制作費、図書購入	28	広告宣伝費	—

2. 「その他特別損失」は、ビービーネット株式会社の株式の減損処理額 91 百万円および日本振興ファイナンス株式会社の株式の売却損 12 百万円を合わせて計上したものであります。
3. 1株当たり当期純利益金額 1,700円37銭

決算公告(写)

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)
該当ありません。
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの
該当ありません。
4. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	275	274	△0	25	△26
債券					
国債	31,447	31,434	△12	0	△13
社債	935	901	△33		△33
その他	1,900	1,416	△483	—	△483
合計	34,558	34,028	△529	26	△556

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(注) 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(注) 3. 当期において、その他有価証券で時価のある株式について91百万円減損処理を行っております。なお、その他有価証券で時価のある株式の減損処理の要否の判定にあたっては、以下の基準により判定しております。

- i) 時価の下落率が、取得原価の50%以上の場合
 時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合には、時価の下落が一時的なものであり、時価が一年以内に取得価額の水準まで回復することの合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復の見込みがないものと認め減損処理を行うこととする。
- ii) 時価の下落率が30%以上50%未満の場合
 個別銘柄ごとに、以下に掲げる時価下落を総合的に勘案して検討し、時価が「著しく下落した」と判断される場合には、「回復の可能性」を判定し、回復可能性がないと判断する場合は減損会計を適用するものとする。
 - ・ 証券の取得時点、期末日、期末日以降の市場価格の推移や市場環境の動向
 - ・ 中期的（過去3年間程度）な期間における最高値、最安値との乖離状況
 - ・ 発行会社の業況推移
- iii) 時価の下落率がおおむね30%未満の場合には、発行体（会社）の業績の悪化ではなく、経済全体の動きや、当該有価証券の一時的な下落など有価証券市場の要因とみなして原則として減損処理は行わないこととする。

5. 当期中に売却した満期保有目的の債券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却原価（百万円）	売却額（百万円）	売却損益（百万円）
国債	15,632	15,858	225

（売却の理由）債券につきましては、当行の金利リスクに関する管理基準に抵触したため、満期保有目的の有価証券（長期国債）を売却いたしました。

6. 当期中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却原価（百万円）	売却額（百万円）	売却損益（百万円）
その他	1,900	1,953	53

7. 時価評価されていない有価証券の主な内容と貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

内容	貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券 非上場株式	457

8. 保有目的を変更した有価証券

当期中に、満期保有目的の債券8,938百万円の保有目的を、他の満期保有目的の債券を売却したことにより変更し、その他有価証券に区分しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

9. その他有価証券のうち満期がある債券の期間ごとの償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万 円）
債券				
国債	22,496	8,938	—	—
社債	490	411	—	—
その他	—	—	—	1,416
合計	22,986	9,350	—	1,416

(税効果関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入限度超過額	1,164百万円
賞与引当金	20
繰越欠損金	167
未収利息過少計上	110
未確定債務	25
納税充当金	12
有価証券評価差額金	185
繰延税金資産小計	1,685
評価性引当額	△185
繰延税金資産合計	1,499
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	1,499百万円